

## 別表 4 数値の取扱い方法

### 1 公共用水域

『公共用水域水質測定結果の報告について』  
 (平成5年3月29日環水規第51号環境庁  
 水質保全局長通知)に基づき、平成5年度結  
 果から本取扱いを用いる。

区分 \ 項目	生活環境項目	健康項目	要監視項目・特殊項目等
報告下限値 (記載方法)	下表のとおり		
有効数字等	① 報告下限値未満の数値は、「報告下限値未満」(記載例「<0.1」)とする。 ② 有効数字は2桁とし、3桁目以下を切捨てる。 ③ 報告下限値の桁を下回る桁は切捨てる。 ④ 告示において環境基準値が2物質の和とされている環境基準項目については、2物質の測定値の合計値を求めた後、上記②、③の桁数処理を行う。ただし、2物質の測定値の何れか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に変えて、報告下限値の数値を測定値として扱う。		
	① pHの小数第2位を四捨五入し、小数点以下1桁までとする。 ② 大腸菌群数は指数表示とする。	-	① 気温・水温は小数点以下1桁とする。 ② 流量は小数点以下2桁とする。
平均値	有効数字は2桁とし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は四捨五入して報告下限値の桁までとする。		
	報告下限値未満の数値は報告下限値の数値として扱い、平均値を算出する。		① 気温・水温・流量等は生活環境項目に準ずる。 ② 要監視項目・特殊項目等は報告下限値以上の日間平均値の年間平均値として取扱う。

## 報告下限値及び記載方法

区分	項目	環境基準値等	報告下限値	記載方法		
				有効数字	小数点以下	報告下限値未満
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	6.0以上8.5以下	—	—桁	1桁まで	—
	生物学的酸素要求量(BOD)	1以下～10以下	0.5	2	1	<0.5
	化学的酸素要求量(COD)	2以下～8以下	0.5	2	1	<0.5
	浮遊物質 (SS)	25以下～100以下	1	2	整数	<1
	溶存酸素量 (DO)	2以上～7.5以上	0.5	2	1	<0.5
	大腸菌群数	50以下～ 5,000以下	1.8E00	2	1 (指数表示)	<1.8E00
	n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	0.5	2	1	<0.5
	全窒素	0.2以下～1以下	0.05	2	2	<0.05
	全 <sup>りん</sup> 磷	0.02以下～ 0.09以下	0.003	2	3	<0.003
	全亜鉛	0.01以下～ 0.03以下	0.001	2	3	<0.001
健康項目	カドミウム (Cd)	0.01以下	0.001	2	3	<0.001
	全シアン (CN)	検出されないこと	0.1	2	1	<0.1
	鉛 (Pb)	0.01以下	0.005	2	3	<0.005
	六価クロム (Cr6+)	0.05以下	0.02	2	2	<0.02
	砒素 (As)	0.01以下	0.005	2	3	<0.005
	総水銀 (T-Hg)	0.0005以下	0.0005	2	4	<0.0005
	アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	2	4	<0.0005
	PCB	検出されないこと	0.0005	2	4	<0.0005
	ジクロロメタン	0.02以下	0.002	2	3	<0.002
	四塩化炭素	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0.0004	2	4	<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	0.01	2	2	<0.01
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004	2	3	<0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	0.1	2	1	<0.1
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006
	トリクロロエチレン	0.03以下	0.003	2	3	<0.003
	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001	2	3	<0.001
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002
	チウラム	0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006
	シマジン	0.003以下	0.0003	2	4	<0.0003
	チオベンカルブ	0.02以下	0.002	2	3	<0.002
	ベンゼン	0.01以下	0.001	2	3	<0.001
	セレン	0.01以下	0.002	2	3	<0.002
	亜硝酸性窒素	計10以下	0.01	2	2	<0.01
	硝酸性窒素		0.01	2	2	<0.01
	ふっ素	0.8以下	0.08	2	2	<0.08
	ほう素	1以下	0.1	2	1	<0.1
1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005	2	3	<0.005	

区分	項目	環境基準値等	報告下限値	記載方法			
				有効数字	小数点以下	報告下限値未満	
要 監 視 項 目	クロロホルム	0.06以下	0.006	2	3	<0.006	
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004	2	3	<0.004	
	1,2-ジクロロプロパン	0.06以下	0.006	2	3	<0.006	
	p-ジクロロベンゼン	0.2以下	0.02	2	2	<0.02	
	イソキサチオン	0.008以下	0.0008	2	4	<0.0008	
	ダイアジノン	0.005以下	0.0005	2	4	<0.0005	
	フェニトロチオン (MEP)	0.003以下	0.0003	2	4	<0.0003	
	イソプロチオラン	0.04以下	0.004	2	3	<0.004	
	オキシソル	0.04以下	0.004	2	3	<0.004	
	クロロタロニル (TPN)	0.05以下	0.005	2	3	<0.005	
	プロピザミド	0.008以下	0.0008	2	4	<0.0008	
	EPN	0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006	
	ジクロロボス (DDVP)	0.008以下	0.0008	2	4	<0.0008	
	フェノブカルブ (BPMC)	0.03以下	0.003	2	3	<0.003	
	イプロベンホス (IBP)	0.008以下	0.0008	2	4	<0.0008	
	クロルニトロフェン (CNP)	—	0.0001	2	4	<0.0001	
	トルエン	0.6以下	0.06	2	2	<0.06	
	キシレン	0.4以下	0.04	2	2	<0.04	
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06以下	0.006	2	3	<0.006	
	ニッケル	—	0.005	2	3	<0.005	
	モリブデン	0.07以下	0.007	2	3	<0.007	
	アンチモン	0.02以下	0.002	2	3	<0.002	
	塩化ビニルモノマー	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002	
	エピクロロヒドリン	0.0004以下	0.00003	2	5	<0.00003	
	全マンガン	0.2以下	0.01	2	2	<0.01	
	ウラン	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002	
	フェノール	0.01以下～2以下	0.001	2	3	<0.001	
	ホルムアルデヒド	0.03以下～1以下	0.003	2	3	<0.003	
	特 殊 項 目	クロム	—	0.01	2	2	<0.01
		銅	—	0.01	2	2	<0.01
鉄		—	0.01	2	2	<0.01	
マンガン		—	0.01	2	2	<0.01	
フェノール類		—	0.01	2	2	<0.01	
そ の 他 の 項 目	アンモニア性窒素	—	0.01	2	2	<0.01	
	無機性りん	—	0.002	2	3	<0.002	
	陰イオン界面活性剤	—	0.01	2	2	<0.01	
	濁度	—	—	2	1	—	
	電気伝導度	—	—	2	整数	—	
	Clイオン	—	—	2	1	—	
	クロロフィル a	—	0.1	2	1	<0.1	
トリハロメタン生成能	—	0.004	2	3	<0.004		
クロロホルム生成能	—	0.001	2	3	<0.001		
ブromジクロロメタン生成能							
ジブromクロロメタン生成能							
ブromホルム生成能							

区分	項目	環境基準値等	報告下限値	記載方法		
				有効数字	小数点以下	報告下限値未満
一般項目	気温	—	—	—	1	—
	水温	—	—	—	1	—
	流量	—	—	—	2	—
	採取水深	—	—	—	1	—
	全水深	—	—	—	1	—
	透視度	—	—	2	整数	—
	透明度	—	—	2	1	—
	塩分	—	—	2	1	—

注) 1 単位：大腸菌群数 (MPN/100ml)、流量 ( $m^3/s$ )、気温・水温 ( $^{\circ}C$ )、透明度 (m)、透視度 (cm)、電気伝導度 ( $\mu S/cm$ )、塩分 (‰)、濁度 (度)、クロロフィルa ( $\mu g/l$ )  
上記及び pH 以外は (mg/l) である。

2 要監視項目については指針値

3 特殊項目の鉄、マンガンについて国土交通省及び京都市は溶解性鉄、溶解性マンガンを実施

## 2 地 下 水

『環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について』（平成13年5月31日環水企第92号環境省環境管理局水環境部長通知）に基づくほか、規定のない事項については『公共用水域水質測定結果の報告について』（平成5年3月29日環水規第51号環境庁水質保全局長通知）に基づき、次のとおり取り扱うものとする。

区分	項目	環 境 基 準 項 目	要監視項目及びその他の項目
	報告下限値（記載方法含む）	下 表 の と お り	
	有 効 数 字 等	① 報告下限値未満の数値は、「報告下限値未満」（記載例「<0.1」）とする。 ② 有効数字は2桁とし、3桁目以下を切捨てる。 ③ 報告下限値の桁を下回る桁は切捨てる。 ④ 告示または地下水告示において環境基準値が2物質の和とされている環境基準項目については、2物質の測定値の合計値を求めた後、上記②、③の桁数処理を行う。ただし、2物質の測定値の何れか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に変えて、報告下限値の数値を測定値として扱う。	
		—	pHは小数第2位を四捨五入し、小数点以下1桁までとする。
	平 均 値	① 有効数字は2桁とし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は四捨五入して報告下限値の桁までとする。 ② 報告下限値未満の数値は報告下限値として扱い、平均値を算出する。	

報告下限値及び記載方法

区分	項目	環境基準値等	報告下限値	記載方法			
				有効数字	小数点以下	報告下限値未満	
環境基準項目	カドミウム (Cd)	0.01以下	0.001	2桁	3桁まで	<0.001	
	全シアン (CN)	検出されないこと	0.1	2	1	<0.1	
	鉛 (Pb)	0.01以下	0.005	2	3	<0.005	
	六価クロム (Cr <sup>6+</sup> )	0.05以下	0.02	2	2	<0.02	
	砒素 (As)	0.01以下	0.005	2	3	<0.005	
	総水銀 (T-Hg)	0.0005以下	0.0005	2	4	<0.0005	
	アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	2	4	<0.0005	
	PCB	検出されないこと	0.0005	2	4	<0.0005	
	ジクロロメタン	0.02以下	0.002	2	3	<0.002	
	塩化ビニルモノマー	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002	
	四塩化炭素	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002	
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0.0004	2	4	<0.0004	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	0.01	2	2	<0.01	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	計0.04以下	0.002	2	3	<0.002	
	トランス-1,2-ジクロロエチレン		0.002	2	3	<0.002	
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	0.1	2	1	<0.1	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006	
	トリクロロエチレン	0.03以下	0.003	2	3	<0.003	
	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001	2	3	<0.001	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002	
	チウラム	0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006	
	シマジン	0.003以下	0.0003	2	4	<0.0003	
	チオベンカルブ	0.02以下	0.002	2	3	<0.002	
	ベンゼン	0.01以下	0.001	2	3	<0.001	
	セレン	0.01以下	0.002	2	3	<0.002	
	硝酸性窒素	計10以下	0.01	2	2	<0.01	
	亜硝酸性窒素		0.01	2	2	<0.01	
	ふっ素	0.8以下	0.08	2	2	<0.08	
	ほう素	1以下	0.1	2	1	<0.1	
	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005	2	3	<0.005	
	要監視項目	ニッケル	—	0.005	2	3	<0.005
		アンチモン	—	0.001	2	3	<0.001
その他の項目	水素イオン濃度 (pH)	—	—		1	—	

注) 1 単位: mg/L

2 要監視項目については指針値